

- (2) 上記(1)の場合でも、濃厚接触者として健康観察が求められる10日間の期間に少しでも園児の体調不良があれば、保育所等の利用は御遠慮ください。
- (3) 濃厚接触者となって7日間を経過しても、保育所等を休んだ場合は、健康観察が求められる10日間の間は保育料日割り計算の対象となります。
- (4) 令和4年1月28日以前に、濃厚接触者として10日間の健康観察期間を求められた園児であっても、上記の要件を満たす場合には、待機期間を7日間に短縮することができます。